

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策委員会は、地域や院内における感染症の情報を集め、感染対策上の問題点を知り、各種ガイドラインにしたがって、感染症の伝播を予防することによって病院内すべての人々の安全を図る。

2. 院内感染対策のための委員会

院内感染を未然に防ぎ、発生時には迅速な対応、その後の予防的対策と職員への周知が行われるように院長を含める全職種で構成された委員会を設置する。委員会の業務や運営に関しては、院内感染マニュアルに定める。委員会は、毎月一回開催されるが、緊急の感染対策が必要なときは臨時に開催される。

3. 職員に対する院内感染対策のための研修

職員に対して院内感染対策のための基本的な考え方および、具体的方策について周知徹底させるため、入職時の新人研修の他に、一年に二回全職員を対象とした院内研修会を行う。緊急性の高い感染が、発生した場合は、その亜感染症について随時研修会を開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内における感染症の予防及び感染拡大の防止のため、各部署は、随時感染症の発生について感染対策委員会に報告する。また検査科は、感染レポートを週一回感染対策委員会に報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症発生について各所属長が、院内感染対策委員会に報告し、委員会が月一回の会議で対策を検討後、指導を行う。感染性や緊急性の高い院内感染が発生した場合は、臨時に委員会を開催し、発生に対する予防などの指導を職員に対して行い必要に応じて行政機関への報告を行う。

6. 患者様等に対する指針の閲覧に関する基本

患者様及びご家族が閲覧できるように、指針を外来及び各病棟とその他部署に配布する。また、本指針をホームページに掲載し患者様及びご家族など多くの人々が指針を閲覧できるようにする。

7. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策推進を目的に、院内感染マニュアルを作成し、各部署に配置する。感染症の発生やガイドラインの変更に従い、定期的な見直しと改訂を行う。

平成21年10月1日

改訂 平成30年10月16日